



日本弁理士会 副会長

清原 義博

知的財産立国と日本弁理士会、 弁理士の役割

今月のことば

monthly word

1. 知的財産立国

2002年に知的財産基本法を成立させ小泉政権は『知的財産戦略』を国家戦略とし、爾来わが国は、知的財産立国を国是とした。

資源を持たない我が国にとって知的財産こそ大きな国家財産であることは間違いない。

この知的財産立国はアメリカがモデルである。アメリカはレーガン大統領時代ヤングレポートで技術水準は最高であるが、それが製品貿易の結果に反映されておらず、「双子の赤字」が発生しているのは、知的財産の保護が不十分だと指摘した。

さらに、産学連携の知的財産に関するバイドール法を1980年に制定し、政府の資金援助を受け開発した知的財産の権利を大学に帰属させ大学はライセンス供与できるようにした。

これらの政策が、生産手段の国外流出にともなう産業構造の転換に成功しひいては現在の米国企業、特にIT分野での繁栄を後押しし、制度的にはビジネスモデル特許保護政策など米国の知的財産政策に寄与し、アメリカ国内の特許出願件数の増大に寄与してきた。

資源を持たない我が国は戦後継続して原材料を加工製品化し付加価値を求める加工貿易立国を国是としてきたが、経済成長にともなう為替相場の高騰に基づき資本主義経済社会の本質的要求により企業、技術、生産設備の海外移転にともない、新たな戦略としてアメリカに倣い知的財産を国家戦略としたことは歴史的必然である。

国家戦略としての「知的財産戦略」は、従前加工貿易立国であった日本にとって生産、特に量産、

高品質、生産技術、プロセス技術に立脚した知財や知的財産制度を運用してきた歴史から大きな転換点として社会全体に波及してきた。

日本型「知的財産戦略」は、当然のことながら知的財産制度の保護、発展を職業制度趣旨として活躍する弁理士にも、単に特許手続きの専門家から権利取得代理業務はもちろん、経営コンサルタントとしての活躍場面の付加転換が要求されてきている。

日本弁理士会は組織を挙げて国家戦略としての「知的財産戦略」に関与、協力するものである。

2. 産官学連携と弁理士

小泉内閣は2003年（平成15年）3月に内閣府に知的財産戦略本部を設立し、従前の日本のプロセス技術すなわち生産技術に立脚した企業の知財戦略から基本技術を重視する産官連携などを柱とする知的財産推進計画を策定した。

過去の知的財産制度を運用してきた弁理士は行政手続の専門化としては勿論、経営資源としての発明、特許、知的財産権を扱う経営専門家、知財コンサルタントとしての活躍の側面が求められてきたことは前述のとおりである。

知財を生み出す機関、組織も従前の大企業、中小企業の製造業から公立、国立研究機関、学校法人大学、国立大学法人、大学発ベンチャー企業など多岐に及んでいる。

地域のTLO、大学の知財本部等の組織の内外に弁理士は介在し官学の研究成果の社会への公開、還元と学術文化の進展に寄与することを求められている。

日本の大企業はシリコンバレーの企業がそうであるように経営資源の合理的活用，資本の有効利用，経営合理化の観点から中央研究所を縮小または廃止し大学に対し中央研究所的基礎研究の役割を求め産学官連携による共同研究・委託研究で大学，外部研究所を社内中央研究所に取って代わらんと図る試みが多く存在する。

大学の内外に存在する弁理士には従前企業内弁理士，知財部員が果たしていた役割あるいはそれ以上の働きを要求され，大学，研究所のシーズを企業のニーズに取り入れて事業化促進を図る目利き，新産業誕生・競争力強化に寄与するあるいは企業のニーズを選択した大学あるいは研究所に繋げ共同研究の成果を社会に還元するカタライザーでなければならなくなってきた。

現に大学の知財本部に顧問，職員あるいは各種教授として参画を要請され関与する弁理士も多く存在する。

産官学連携は，わが国におけるイノベーション創出の大きな梃子(テコ)の一つであり，知的財産戦略立国においても大きく育てる必要があり弁理士の関与がより強く求められている現状である。

しかしながら，産官学連携の各現場では知財関連の状況になお多くの問題点がある。

それらは財政的な厳しさ，知財の分散，特許流通コーディネート力不足，大学と中小企業との連携，手段，方法が少ないなどの諸問題である。

特に大学発の知財には分散化の傾向が強く大学，企業とのアライアンスとりわけ，特定技術を核として放射線状に企業は存在するが企業相互の組織としての連携の意識不足むしろライバル意識が存在し，大学発技術の社会への還元事業に対し相互に弊害となり，弁理士は事業の Patent プール化と企業の利益調整を図るなどの仕事を通して大学と各企業の一体的組織化の実現による産官学連携の実を果たさねばならない。

優れて弁理士はこれらの諸問題とりわけ共有特許の交通整理に外部専門家としての先見性と見識性を発揮して諸問題解決の方策を提示できる能力と立場が社会的に要求されている。

日本弁理士会は産官学連携に積極的に関与する弁理士の環境づくりと弁理士の要請に努力するも

のである。

3. 大学発ベンチャーと弁理士

大学の技術，知財を社会に還元したベンチャー企業は平成 19 年 3 月末現在，1590 社の大学発ベンチャーの活動が確認され，これらのうち事業活動が成功し株式公開した企業は 22 社に及んでいることが確認されている。

しかしながら，多くの大学発ベンチャー企業は一般企業と同様それ以上に人材面，資金調達面，販路面等の各種の課題の克服が求められているのが現状である。

平成 18 年度単年度には 113 社が設立されている。

平成 18 年度調査の結果では，大学発ベンチャーのうち「事業段階」にあるものが半数を上回るとともに，その設立累計は都市圏のみならず，むしろ地方圏において増加している。

弁理士は大学発ベンチャー企業に積極的に関与が要求されている。

特に専門家が少ない地方での弁理士に対する大学発ベンチャー企業からの期待は大きい。

この弁理士の関与への期待は大学と大学発ベンチャー企業の関係はもとより，地域経済，地域社会との関係でも重要である。

現在大学発ベンチャーは，創出，知財の獲得に焦点が当てられてきた時代から，技術，知財を活用した経営戦略，事業方針，資本政策，知財金融など企業経営，企業成長指向の多様性等に焦点が移行し，この多様な要望に弁理士は対応する実力と能力がともなわなければならない。

企業の血液は金融であり唯一の経営資源が知財である大学発ベンチャー企業の知財金融はベンチャーキャピタルに対するインターフェースとして特に弁理士に求められる役割であり，しかも大学発ベンチャー企業が不得手とするところでもある。

地方地域経済における大学発ベンチャー企業の重要性を考慮した環境の整備等が行政のみならず日本弁理士会，会員弁理士に求められる。

知財立国日本においては絶え間なくイノベーションを創出する仕組みを構築していくことが求められている。

斯かるイノベーションの創出において，大学発

ベンチャーは大学で生まれた「技術」「知財」を製品、商品、サービスといった具体的な形にすることにより直接的に社会に還元し、新たな価値を市場に送り出すことにより、経済社会に付加価値を創出する。

今後、大学発ベンチャーの更なる成長促進を図るためには、弁理士には積極的に企業経営への参画とともに「人材面」「資金調達面」「販路面」等の各種の課題のソリューションが求められており、その課題克服の方向も大学、地域、大企業、行政、日本弁理士会とのアライアンスといった関係を模索していく必要がある。

日本弁理士会は国や地方自治体とともにベンチャーの多様性に対応した支援メニューをニーズに応じて揃えこうした支援制度が円滑かつ効果的に活用されるように地域知財、中小企業振興策等と連携を図りつつ制度運用していくものである。

4. 地方地域知財と日本弁理士会

地方、中小企業は今落ち込み、疲弊している。

円高経済の解決策として生産機構の海外移転とそれにとまなう投下資本が地方、中小企業に向かわず海外に向かうことに主因していると考えられる。

今こそ、このような状況下で経営の基盤たる技術革新、新たな市場形成のためのイノベーションとはいかなるものかといった啓蒙活動が必要であると日本弁理士会は考え実行している。

日本弁理士会は各地方自治体が始めた出願の援助と違った特許出願の援助を始め、各方面への支援を目的として知的財産センターを立ち上げ、国内における知的財産に対する支援活動を行っている。

日本弁理士会は、国礎たる加工貿易立国の基盤物作りを支え技術開発力、日本経済の更なる発展のためなかならず地方、中小企業に顔を向けて知財立国への転換のため多くの支援を行うべく誠心努力している。

中小企業キャラバン隊として地方、中小企業に対して知的財産の捉え方、特許実務に及んで啓蒙啓発を行っている。

日本の産業は、戦後一貫してものづくりが支えてきた。

もの作りは中小企業の下支えを基に大企業の国際市場での JAPANBRAND の成立に貢献してきた。日本の産業はこの構図の上に形成されてきた。

中小企業の八割近くが何らかの形で大企業の下請け企業である現実がある。

しかしながら、今、中小企業、地方の地場産業は、前記のごときもの作りの構図が生産基盤の海外移転によりその構図が崩れ構造転換を余儀なくされている。

今こそ、中小企業、地方地場産業の自立により地方地域産業の活性化が迫られている。中小企業、地方の地場産業が地域団体商標はじめ産業実態を構築し、知財の光を当てて知財を経営資源として捉えなおし、弁理士がエンジェルとしてその構造転換を触媒する活動が必要である。

地域知財の活性化は、これからの日本にとって欠くことができない必然となってきている。地域における産業の活性化が、地域知財の活性化に結びつき、これが日本の将来の原動力になることは間違いない。

このため、日本弁理士会は、地方自治体との支援協定を締結し、各地方自治体と共同して地域支援を行うことを活動の一つの軸としている。

日本弁理士会は、知財を優れた経営資源として捉え、弁理士に対して技術開発に際して保護、且つ権利化、市場を視野に入れた技術開発はどのように進めるのか、といった中小企業、地方産業への知財をビジネスにどのように取りこむのかという方法について講習を行うなどの積極的な指導を行うことを計画している。

わが国が韓国、中国のアジア近隣諸国を始め世界の技術知財大国でありつづけるために、日本弁理士会には日本企業に対して知的財産の活用をより重要な経営資源として認識、活用のために貢献することが切望されている。

日本弁理士会は、今年度も、昨年度に増して日本経済の発展貢献のためとりわけ地方経済活性化、中小企業振興のために、さまざまな知財をビジネス資源として認識活用するためのセミナー、中小企業を中心とした支援事業を行う計画を邁進させる決意である。